

# 砥部町公金事務取扱要領

平成 17 年 1 月 1 日 制定

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 砥部町の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の取扱いについては、法令その他別に定めがあるものを除くほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要領に用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 取扱金融機関 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の総称をいう。
- (2) 総括店 指定金融機関のうち、町の公金の収納及び支払の事務の全部を総括する店舗をいい、えひめ中央農業協同組合宮内支所をいう。
- (3) 取りまとめ店 取扱金融機関が 2 以上の取扱店を有する場合は、各取扱店の事務を取りまとめる店舗をいい、取扱店が一つの店舗の場合は当該取扱店をいう。
- (4) 取扱店 取扱金融機関のうち、町の公金の収納事務（指定金融機関にあってはすべての支払事務を、指定代理金融機関にあっては一部の支払事務を含む。）を取り扱う店舗をいう。
- (5) 町税等 通知書等により納入する普通徴収町県民税、特別徴収町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、住宅使用料、水道使用料、浄化槽保守点検料及び施設使用料、農業集落排水処理施設使用料をいう。
- (6) 通知書等 納税通知書、納入通知書、納付書及び払込通知書等町税等の納付に関する書類をいう。
- (7) 納入者 町税等の納入義務者のほか、出納員等及び徴収又は収納の委託を受けた者をいう。
- (8) 領収済通知書等 通知書等の各片で、取扱店の領収済を示すものをいう。

## 第 2 章 収納

(収納事務)

第 3 条 取扱金融機関は、砥部町の発行する通知書等により収納事務を行うものとする。

(通知書等の確認)

第 4 条 取扱店は、公金収納にあたっては、通知書等について次の事項を確認しなければならない。

- (1) 納入者の住所及び氏名、会計別、所属年度、歳入科目、納付金額、期限等が記載されているか。
- (2) 金額の訂正又は改ざんがないか。
- (3) 各片の記載金額及び記載事項が一致しているか。
- (4) 汚損又は損傷により、事務の処理に支障を生じると認められるものがないか。
- (5) その他疑義がないか。

(受入金)

第5条 取扱金融機関が収納することができるものは、次のとおりとする。

(1) 現金

(2) 小切手で、呈示期間内に支払のため呈示でき、かつ、次の要件を備えているもの

ア 持参人又は会計管理者もしくは取扱金融機関を受取人とするもの

イ 手形交換所に加盟もしくは委託している金融機関を支払人とするもの

ウ 砥部町を支払地とするもの

エ 小切手要件を満たしているもの

オ 盗難又は遺失小切手でないもの

カ 変造小切手でないもの

キ その他支払が確実に認められるもの

(3) 国債、地方債及びその利札で、次の要件を備えているもの

ア 無記名式であるもの

イ 支払期日の到達したもの

(収納の手続)

第6条 取扱店は、町税等の納付があったときは、第4条各号に掲げる事項を確認のうえ、次により収納するものとする。

(1) 通知書等の領収印欄に領収印を押印し、領収書を納入者に交付する。この場合、第5条第2号及び第3号によるときは、通知書等に「証券受領」と明示するものとする。

(2) 町税等の納期限を過ぎているものについては、督促状が発付（納期限の翌月の20日頃）されているので、納入者に確認し所定の欄に記載のうえ、別に督促手数料を収納する。ただし、納入者が督促状を受け取っていない場合は、この限りでない。

(3) 延滞金を徴すべきものについては、所定の欄に記載されている金額を収納する。

(4) 収納金は、当日分を預金口座に受け入れ、常にその出納を明らかにしておくものとする。

(口座振替による収納)

第7条 口座振替による収納については、別に定める「砥部町町税等預金口座制度取扱要領」による。

(取扱店における公金送付手続)

第8条 取扱店は、収納した公金を通知書等とともに、速やかに取りまとめ店へ送付しなければならない。

(取りまとめ店における公金送付手続)

第9条 取りまとめ店は、取扱店から送付された公金について、通知書に基づき領収済通知書送付書を作成して、総括店へ送付し払い込まなければならない。

### 第3章 支払

(口座振替の方法)

第10条 会計管理者が口座振替の方法により支払いをするときは、指定金融機関に債権者の指定した金融機関の口座へ振り替えさせるものとする。

(指定金融機関の処理)

第 11 条 指定金融機関は、前条の規定による口座振替による支払を受けたときは、直ちに債権者の口座に振り替えなければならない。

2 債権者の預貯金口座番号又は名義人が相違しているため振替不能の場合は、指定金融機関は、資金を直ちに総括店へ返却しなければならない。

(隔地払)

第 12 条 会計管理者は、隔地の債権者に支払をする必要があるときは、指定金融機関又は指定代理金融機関を受取人とする小切手を振り出し、公金送金依頼書を添付して、指定する取扱店に送付するものとする。

2 前項の場合、会計管理者は、債権者に対して送金通知書を送付するものとする。

(隔地払の支払)

第 13 条 取扱店は、送金通知書の呈示を受けたときは、呈示者に押印させ公金送金依頼書と照合のうえ現金を支払わなければならない。

2 取扱店は、前項による支払いをしたときは、送金通知書を総括店へ送付しなければならない。

3 取扱店は、隔地払資金の交付を受けた日から1年を経過した後は、債権者に対して支払いをすることができない。この場合、取扱店は、送金通知書の余白に支払期間経過の旨を記入して、債権者に返還するものとする。

(送金通知書の再発行)

第 14 条 会計管理者は、紛失又は住所変更等により送金通知書を再発行する場合は、送金通知書に「再発行」の旨を記載しなければならない。

2 前項により送金通知書を再発行した場合は、先に発行した送金通知書は無効とする。

(隔地払資金の歳入組入)

第 15 条 指定金融機関又は指定代理金融機関は、隔地払資金のうち交付を受けた日から1年を経過した未払金額に相当する額を、その期間満了の日の属する年度の歳入に組入れるものとする。

2 前項の規定により歳入に組み入れた資金については、未払資金歳入組入報告書を会計管理者に提出しなければならない。

#### 第 4 章 補則

(領収印)

第 16 条 通知書等に押印する領収印は、総括店、取りまとめ店及び取扱店が現に営業に使用する印章で、取扱店名及び領収年月日が明示されているものを用いることができる。

(営業所の標示)

第 17 条 取扱金融機関は、町内の取扱店等に次の標示をしなければならない。

- (1) 「砥部町指定金融機関」
- (2) 「砥部町指定代理金融機関」
- (3) 「砥部町収納代理金融機関」

(取扱金融機関の検査)

第 18 条 地方自治法施行令第 168 条の 4 の規定による会計管理者の定期検査は、毎年 1 回行うものとする。

(証拠書類等の保存)

第 19 条 取扱金融機関は、公金事務に関する証拠書類その他の書類を、10 年間保存しなければならない。ただし、収納関係書類の保存期間は 5 年間とする。

(秘密保持)

第 20 条 砥部町の公金事務の取扱いについて知り得た情報は、他に漏らしてはならない。

附 則

この要領は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。